

審査申出書（償却資産）記載要領

1 審査の申出について

（1）審査の申出とは

固定資産税の納税者（賦課期日（1月1日）現在、固定資産（償却資産）を所有する方）は、償却資産課税台帳に登録された価格（評価額）について不服がある場合、東京都固定資産評価審査委員会（以下「委員会」といいます。）に審査の申出をすることができます。（地方税法第432条）

（2）審査の申出ができる期間

- ① 償却資産課税台帳に償却資産の価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書を受け取った日後3か月以内
- ② 償却資産の価格等の決定又は修正等の通知を受けた日から3か月以内

2 審査申出書の記載について

（1）「審査申出人」欄

- ① 個人の場合は、住所又は居所、氏名及び連絡先電話番号を記載してください。
- ② 法人の場合は、所在地、名称、代表者の氏名及び連絡先電話番号を記載してください。「名称・代表者等氏名」を証する書面については、登記簿（商業・法人）で確認することができるため、原則として添付を省略することができます。

法人でない社団又は財団の場合は、所在地、名称、代表者又は管理人の氏名及び連絡先電話番号を記載してください。また、「名称・代表者等氏名」を証する書面（社団等の規約の写し等）を添付し、「添付書類」欄にその名称を記載してください。

（2）「代理人又は総代」欄

審査の申出は、代理人又は総代（共同で審査の申出をし、総代を互選した場合）によりすることができます。この場合、「代理人又は総代」欄に、代理人又は総代の住所若しくは居所又は所在地、氏名又は名称及び連絡先電話番号を記載してください。

また、代理人又は総代の資格を証する書面（委任状又は総代互選書等。代理人が税理士又は税理士法人の場合は税務代理権限証書。）を添付し、「添付書類」欄にその名称を記載してください。

（3）「口頭意見陳述の希望」欄

口頭意見陳述とは、審査申出人が、「審査申出書」等の書面では十分に意を尽くせない点を補完するため、委員に対して、口頭で意見を述べる制度です（評価庁（都税事務所長等）は出席しません）。

口頭意見陳述を希望する場合は「有」に、希望しない場合は「無」に○を記載してください。なお、○の記載がない場合は、原則として、口頭意見陳述を希望しないものとみなします。

(4) 「審査の申出の趣旨」欄

① 「対象固定資産」欄は、審査の申出をする償却資産について償却資産課税台帳に登録されている所在地、種類、数量、台帳価格を記載してください。

「対象固定資産」は、同一区内に所在する対象固定資産のみを記載してください。対象固定資産が複数の区に所在する場合は、所在する区ごとに、審査申出書を作成してください。

また、償却資産以外の固定資産についても審査の申出をする場合は、固定資産ごとに、審査申出書を作成してください。

② 「決定を求めようとする価格」欄は、審査申出人が委員会に対して決定を求めようとする価格を記載してください。

(5) 「審査の申出の理由」欄

上記(4)の台帳価格が違法、不当であると考える理由（主張又は計算根拠等）を記載してください。審理は原則として書面で行いますので、できるだけ具体的に記載してください。

また、審査の申出の理由を別紙に記載する場合や主張又は計算根拠等を立証する資料がある場合、「添付書類」欄にその名称を記載してください。

(6) 「対象固定資産の明細」欄

申告時に提出した「種類別明細書」を基に、資産ごとに、「種類別明細書の該当欄」の「枚目」「行」欄には、該当ページ数、行番号を、「資産区分」欄には、資産の種類（種類番号でも可）、名称等を、「台帳登録事項」欄には、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、価格を記載してください。

「決定を求めようとする事項」欄には、資産ごとに、審査申出人が委員会に対して決定を求めようとする数量、取得年月、取得価額、耐用年数、価格を記載してください。

3 審査申出書の提出について

(1) 提出部数

① 複写形式の審査申出書を提出する場合、委員会提出分（正及び副）及び審査申出人分（控）の全てを提出してください。

② 委員会のホームページからダウンロードした審査申出書を提出する場合、原本を1部提出してください。

(2) 提出先

委員会へ提出してください。また、審査の申出をする償却資産の所在地を所管する都税事務所を経由して提出することもできます。

郵送の場合、消印の日付が前記1(2)の期間内である必要があります。

(3) 審査申出書の控えの返却について

審査申出書を受付後、收受印を押印した審査申出書の控えを返却します。

【お問合せ先】

〒163-8001

新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎内

東京都固定資産評価審査委員会事務局

☎03(5388)3005(直通)

【記載例】

審査委員会様式(3) [償却資産] (委員会提出分) 正

※「審査申出書(償却資産)記載要領」と併せてお読みください。

委 受	賃 却	資 産
審査委員会様式(3)		
提出する年月日を必ず記入		

審查申出書

提出する年月日を必ず記入

東京都固定資産評価審査委員会 殿

令和〇〇年〇月〇〇日

地方税法第432条の規定により、審査の申出をします。

日中につながりやすい番号
を記入してください。

審 査 申 出 人	住所若しくは 居所又は 所在 地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	連絡先電話番号 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇
	氏 名 又は 名 称 ・ * 1 代表者等氏名	とうきょう たろう 東京 太郎	ふりがなを必ず 記入してください。
代理 人又 は 総 代 *1	住所若しくは 居所又は 所在 地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	連絡先電話番号 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇
	氏 名又は 名 称 ・ * 1 新宿 一郎	新宿 一郎	代理人又は総代が審査の申出を する場合は、代理人又は総代の 住所・氏名・電話番号を記載してく ださい。
固 定 資 產 の 種 類		償 却 資 產	
審査の申出の趣旨及び理由		別紙 審査委員会様式(3) 「償却資産」と記載されて いることを確認してください。	
*2 口頭意見陳述の希望		有	無
添 付 書 類		委任状、見積書	

以下の書類を添付し、その名称を記載してください。

- ・審査申出人が法人でない社団又は財団の場合⇒「社団等の規約の写し」等
 - ・代理人又は総代が審査の申出をする場合⇒「委任状」又は「総代互選書」等
 - ・代理人が税理士又は税理士法人の場合⇒「税務代理権限証書」

審査申出書の記載事項に不備がある場合、補正を求めることがあります。

【記載例】

別紙 審査委員会様式(3)-2[償却資産](委員会提出分)正

償却資産

審查委員會樣式(3)-2

審査申出人 氏名又は名称	東京 太郎			審査申出人の氏名又は名称 を記入してください。
審査の申出の趣旨				
対象固定資産				決定を求めようとする価格 (円)
償却資産の所在地	償却資産の種類	数量	台帳価格(円)	
○○区 ○○町 ○丁目 ○○番 ○号	構築物	1	3,000,000	2,000,000
	機械及び装置			
	船舶			
	航空機			
	車両及び運搬具			
	工具、器具及び備品			
	合計	1	3,000,000	2,000,000

委員会に対して決定を求めようとする
価格を記載してください。

審査の申出の理由

対象固定資産の台帳価格が違法、不当であると考える理由(主張又は計算根拠等)を記載してください。審理は原則として書面で行いますので、できるだけ具体的に記載してください。
また、審査の申出の理由を別紙に記載する場合や主張を立証する資料がある場合、「添付書類」欄にその名称を記載してください。

「対象固定資産」欄は、償却資産課税台帳に登録されている事項(所在地、種類、数量、台帳価格)を記載してください。

「対象固定資産」は、同一区内に所在する対象固定資産のみを記載してください。対象固定資産が複数の区に所在する場合は、所在する区ごとに、審査申出書を作成してください。

【記載例】

別紙 審査委員会様式(3)-3[償却資産](委員会提出分)正

償却資産

対象固定資産の明細

種類別明細書 の該当欄	資産区分			台帳登録事項			
	種類	名称等	数量	取得年月	取得価額(円)	耐用年数	価格(円)
		決定を求めるようとする事項					
○枚目	1	内外装一式	数量	取得年月	取得価額(円)	耐用年数	価格(円)
○行			1	H20.10.1	3,500,000	7	3,000,000
			1	H20.10.1	3,000,000	7	2,000,000

申告時に提出した「種類別明細書」を基に、資産ごとに、「種類別明細書の該当欄」の「枚目」「行」欄には、該当ページ数、行番号を、「資産区分」欄には、資産の種類(種類番号でも可)、名称等を記載してください。

申告時に提出した「種類別明細書」を基に、資産ごとに、「種類別明細書の該当欄」の「枚目」「行」欄には、該当ページ数、行番号を、「資産区分」欄には、資産の種類(種類番号でも可)、名称等を記載してください。